

福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業に係る補助金交付要綱

(通則)

第1条 この補助金の交付については、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 福祉避難所事前指定施設の運営法人に対し、福祉避難所を開設するにあたり避難者一人ひとりの状態に応じた受入体制を構築できるよう、各施設の判断による要配慮者に適した備蓄物資・機材の購入を支援することにより、要配慮者の避難生活の向上を図り災害関連死の抑制を図ることを目的とする。

2 要配慮者の避難生活に必要な備蓄物資・機材の整備を支援することにより、公的備蓄物資の分散備蓄の推進を図る。

(補助対象者)

第3条 当該補助金を申請する年度の前年度中に、「福祉避難所の事前指定に関する協定」を締結する等により、本市の福祉避難所事前指定施設となっている社会福祉施設等を運営する法人（以下「運営法人等」という。）。

(補助対象となる備蓄物資・機材)

第4条 補助対象事業施行者が開設する福祉避難所において避難者を受入れるにあたり、次に掲げる物品及び機材のうち、市長が必要と認めるもの。

- (1) 発災から概ね24時間以内に必要となる備蓄食料及び消耗品
- (2) 段ボールベッド類及びパーティション類
- (3) 非常用発電機類及び可搬式空調機器類

2 ただし、第1項第2号に掲げる機材については、通所サービスを実施している施設及び京都市福祉避難所事前指定施設への直接避難実施要綱第3条の申出をおこなった施設を対象とする。

3 第1項に該当する物品等であっても、他の団体等による補助金交付を受けるもの及び交付決定前に購入したものについては、対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、前年度末までに申出のあった受入想定人数をもとに、次の各号に定める額を本市の予算の範囲内において交付する。

- (1) 第4条第1項1号に定める物品については、別表1を上限とする。
- (2) 第4条第1項2号及び第3号に定める機材については、別表2により算定した額を上限として、施設ごとに1回限り交付する。ただし、上限額に達するまで、

複数年にわたって交付することができる。

(補助条件)

第6条 補助事業により取得した物品及び機材については公的備蓄物資としての性質を有し、京都市内等において大規模災害が発生し、市長が供出を求めたときは、補助対象事業施行者が開設する福祉避難所の運営に影響が生じる場合を除き、物品及び機材の提供に協力しなければならない。

なお、物品及び機材の供出を受けた場合は、市長は事後に供出された物品及び機材に相当する補填を行われなければならない。

- 2 使用期限がある物資は、原則として5年以上の使用期限のものとし、受入を想定する人数に応じた数量を購入すること。
- 3 補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって福祉避難所事前指定施設内において管理すること。
- 4 福祉避難所の事前指定に係る協定を廃止した場合には、補助事業により取得した物品及び機材は、原則として本市に返還するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 条例第9条の規定に基づき補助金の交付を受けようとする運営法人等は、交付申請書(第1号様式)及び同様式に定める添付資料を、別に定める日までに提出しなければならない。ただし、事前に本市の承認を得た場合は、この限りではない。

- 2 補助金の交付を受けようとする運営法人等は、補助金の交付申請を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税法及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額を言う。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、申請内容の審査を行い、当該申請が到達した日から30日以内に補助の可否を決定する。

- 2 審査の結果については、条例第12条の規定に基づき、速やかに交付決定通知書(第2号様式)又は、不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(補助金の概算払)

第9条 市長は、事前に必要と認めるときは、交付予定額の5分の4を上限として概算払を行うことができる。

- 2 交付の決定を受けた団体等は、前項の規定に基づき概算払を受けようとするときは、福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業補助金概算払請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 事業を中止する場合は、概算払で受けた補助金の全額を返還しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 前条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、条例第13条の規定に基づき、交付決定の通知を受けた日から20日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出することにより、申請を取り下げることができる。

（実績報告）

- 第11条 運営法人等は、条例第18条の規定に基づき、別に定める日までに補助事業を完了させ、その事実があったときから10日以内に事業実績報告書（第5号様式）及び同様式に定める添付資料を市長に提出しなければならない。
- 2 補助事業の廃止について市長の承認を受けたときも、10日以内に事業実績報告書（第5号様式）を提出するものとする。
 - 3 運営法人等は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入税額を減額して報告しなければならない。
 - 4 前項の報告の誤謬等があった場合は、補助金交付後であっても当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

（補助金の交付額の決定）

第12条 市長は条例第19条の規定に基づき、第9条及び第11条の申請及び報告があったときは、速やかに補助額を確定し、補助金額確定通知書（第6号様式）により運営法人等に通知する。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）により市長に報告しなければならない。

（補助金の請求）

- 第14条 前条の規定による補助金の額の確定があったときは、運営法人等は市長が別途定める請求書により、補助金を請求するものとする。
- 2 概算払いした額が実績を下回った場合は、速やかに清算し返還しなければならない。

(承認事項)

第15条 運営法人等は、条例第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書（第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業進捗報告)

第16条 補助対象事業の進捗状況について、市長から求めがあったときは、これを速やかに報告しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項については、保健福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から実施する。

別表1（第4条第1項第1号関係）

福祉避難所としての 受入想定人数	補助上限額	補助率
1～10名	10,000円	10/10
11～20名	20,000円	
21～30名	30,000円	
31～40名	40,000円	
41～50名	50,000円	
51～60名	60,000円	
61～70名	70,000円	
71～80名	80,000円	
81～90名	90,000円	
91名～	100,000円	

別表2（第4条第1項第2号及び第3号関係）

補助対象種別	補助上限額等	補助率
段ボールベッド類 パーティション類	・受入想定人数1名につき、 35,000円	10/10
非常用発電機類 可搬式空調機器類	・福祉避難所1箇所につき、 550,000円 ・非常用発電機類及び可搬 式空調機器類は、少なくと も1台ずつ購入する	10/10 非常用発電機類は、10万円を 超えるものを対象とする。

段ボールベッド類・パーティション類において、別表2で定めた範囲内で受入想定人数分の配備ができた場合、その差額を非常用発電機類・可搬式空調機器類の購入に充てることができる。

ただし、非常用発電機類・可搬式空調機器類補助上限額は、別表2とあわせ70万円までの範囲内とする。

(第1号様式：申請者 → 京都市長)

令和 年 月 日

福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業に係る補助金交付申請書

京都市長あて

申請者 住 所：

法 人 名：

法人代表者：

標記について下記により補助金を交付されるよう、福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業に係る補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。また、暴力団等との関係を有しないことを誓約します。

なお、当該補助に関して、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

記

1 補助金交付対象施設について

施設名	
施設責任者	
施設の種類	入 所 ・ 通 所 ・ 入所兼通所
避難受入想定人数	人
直接避難制度の導入状況	導入済み ・ 検 討 中 ・ 予定なし
連絡先（電話）	
連絡先（電子メール）	

※連絡先については補助金交付事務に必要な場合がありますので、施設の施設の開所時間中、連絡可能な電話番号等を記載してください。

2 補助金交付申請額

総 額 : _____ 円

内 訳	申請額	購入予定額
備蓄食料等の消耗品	円	円
段ボールベッド類・ パーティション類	円	円
非常用発電機類・ 可搬式空調機器類	円	円

※補助率：上限額まで全額補助

※申請額は千円未満を切り捨てること（千円未満及び上限額以上は法人負担）

※非常用発電機類は1台10万円以上のものが対象となり、可搬式空調機器類と両方購入する必要があります。

3 福祉避難所（開設）運営訓練の実施

訓練の実施予定	有 ・ 無
【訓練の概要】 実施予定日： 対 象 者： 実 施 内 容：	

※実施予定の有・無は、補助決定に影響はありませんが、災害時の避難所の円滑な開設と、備蓄物資が活用できるよう動作確認等をお願いするものです。

座学・机上訓練（区役所等が実施する訓練に参加する場合）も含めて、記入をお願いします。

4 添付書類：事業者から、今年度に徴した見積書を添付すること。

(第2号様式：京都市長 → 申請者)

保福総第 号
令和 年 月 日

(施設名)

(法人名)

(法人代表者名) 様

京都市長 松井 孝治

福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業に係る補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業補助金につきまして、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付決定額	円
交付内訳	(1) 備蓄食料等の消耗品 円
	(2) 段ボールベッド類・パーティション類 円
	(3) 非常用発電機類・可搬式空調機器類 円
備考	

1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

(第3号様式：京都市長 → 申請者)

保福総第 号
令和 年 月 日

(施設名)

(法人名)

(法人代表者名) 様

京都市長 松井 孝治

福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業に係る補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業補助金につきまして、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

補助申請額	円
交付しない理由	

1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります

(第4号様式：申請者 → 京都市長)

令和 年 月 日

**福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業に係る
補助金概算払い申請書**

京都市長あて

申請者 住 所：

法 人 名：

法人代表者：

福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業に係る補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額	円
概算払請求額の内訳	(1) 備蓄食料等の消耗品 円
	(2) 段ボールベッド類・パーティション類 円
	(3) 非常用発電機類・可搬式空調機器類 円
概算払を必要とする理由	

(第5号様式：申請者 → 京都市長)

令和 年 月 日

福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業に係る実績報告書

京都市長あて

申請者 住 所： .

法 人 名： .

法人代表者： .

1 補助金交付請求額

総 額： _____ 円

内 訳	交付決定額	消費税及び地方消費税 に係る仕入控除税額	請求額
備蓄食料等の消耗品	円	円	円
段ボールベッド類・ パーティション類	円	円	円
非常用発電機類・ 可搬式空調機器類	円	円	円

内 訳	購入数量	支払額
備蓄食料等の消耗品	—	円
段ボールベッド類	人分	円
パーティション類	人分	円
非常用発電機類	機	円
可搬式空調機器類	機	円

2 福祉避難所（開設）運営訓練の実績

【訓練の概要】 実施予定日： 対 象 者： 実 施 内 容：
【実施できなかった理由】

3 次年度の受入想定人数

受入想定人数の変更	有 ・ 無
【変更理由】	

※変更理由によっては、協議を依頼する場合があります。

※当該様式の提出後、変更すべき理由が生じた場合は、速やかに所管課までご連絡ください。

4 添付書類：領収書（写）

(第6号様式：京都市長 → 申請者)

保福総第 号
令和 年 月 日

(施設名)

(法人名)

(法人代表者名) 様

京都市長 松井 孝治

福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業に係る補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告がありました福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業補助金につきまして、下記のとおり補助金交付額を確定しましたので通知します。

記

確定した 交付額	円
概算支払額	円
備 考	

※上記の確定した交付額に基づき、補助金請求書を作成し京都市までご提出ください。

(第7号様式：申請者 → 京都市長)

令和 年 月 日

京都市長あて

申請者 住 所 :
法 人 名 :
法人代表者 :

**令和 年度 福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業に係る消費税及び
地方消費税の額の確定に伴う報告書**

令和 年 月 日付け京都市指令第 号で交付決定した上記補助事業に
関する 年度消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり確定しましたの
で、福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業に係る補助金交付要綱第13条の規定
により、報告します。

記

- 1 補助金額（確定通知書により通知した額）： 円
2 仕入控除税額（要補助金返還額）： 円

※ 別紙として積算の内訳等、2の金額がわかるものを添付してください。

(第8号様式：申請者 → 京都市長)

令和 年 月 日

福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業中止（廃止）承認申請書

京都市長あて

申請者 住 所 :
法 人 名 :
法人代表者 :

令和 年 月 日付け京都市 指令第 号で交付決定の通知があった福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間